

公立大学法人前橋工科大学定款

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 組織

第1節 役員及び学長（第8条—第13条）

第2節 理事会（第14条—第17条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第18条—第22条）

第2節 教育研究審議会（第23条—第27条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第28条・第29条）

第5章 資本金等（第30条・第31条）

第6章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、地域に根ざし、かつ、世界に通用する教育と研究を通して、人間性と創造性豊かな高度専門職業人を育成し、もって地域の産業及び文化の振興並びに国内外の社会の発展に貢献することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条に規定する目的を達成するため、前橋工科大学（以下「大学」という。）を設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、前橋市とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人の事務所の所在地は、前橋市上佐鳥町460番地1とする。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

第2章 組織

第1節 役員及び学長

(役員)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、前橋市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 監事は、法人が次に掲げる書類を前橋市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他前橋市の規則で定める書類

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長は、市長が任命する。

(学長の任命等)

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長とは別に任命するものとする。

2 学長の選考を行うため、法第71条第3項に規定する選考機関として、学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

3 学長は、法第71条第6項に規定する者のうちから選考会議が行う選考に基づき、理事長が任命する。

- 4 学長は、副理事長となるものとする。
- 5 選考会議は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 第18条第2項に規定する経営審議会の委員（副理事長を除く。）で、当該経営審議会において選出された者 3人
 - (2) 第23条第2項に規定する教育研究審議会の委員（学長を除く。）で、当該教育研究審議会において選出された者 3人
- 6 選考会議に議長を置き、選考会議の委員の互選によりこれを定める。
- 7 議長は、選考会議を主宰する。
- 8 前3項に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

（理事及び監事の任命）

第12条 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

- 3 監事は、法第14条第2項に規定する者のうちから、市長が任命する。

（役員任期）

第13条 理事長の任期は、4年とする。

- 2 副理事長の任期は、法人の規程により定める学長の任期とする。
- 3 理事の任期は、2年とする。
- 4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 5 補欠の役員（副理事長を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でない者であるときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第14条 法人の運営に関する重要事項を審議するため、法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第15条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員（理事長を除く。）又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して理事会の招集の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議を必要とする事項)

第17条 理事長は、次に掲げる事項を決定しようとするときは、理事会の議を経なければならない。

(1) 中期目標について市長に述べる意見（法第78条第3項に規定する意見をいう。以下同じ。）に関する事項

(2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(5) 学部、学群（大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第4条に規定する学科に相当するものをいう。以下同じ。）その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項

(6) 職員の人事及び評価に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要な事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第18条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員（以下この節において「委員」という。）10人以内で構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事長が指名する理事

(4) 理事長が指定する職にある職員

(5) 法人の役員又は職員でない者で大学に関し広く、かつ、高い識見を有する者のうちから理事長が任命するもの

3 前項第5号に掲げる委員は、2人以上とする。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は当該役員の任期とし、職員である委員の任期は当該職にある期間とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。この場合において、委員がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でない者であるときの前条第2項第5号の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

(招集)

第20条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、委員（理事長を除く。）から経営審議会の目的たる事項を記載した書面を付して経営審議会の招集の請求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第21条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第22条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について市長に述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 学部、学群その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項
- (6) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第23条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、次に掲げる委員（以下この節において「委員」という。）20人以内で構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長及び学群長

(4) 学長が指名する理事

(5) 教育研究上の重要な組織及び事務組織の長（前各号に掲げる者を除く。）のうち、学長が指名する者

（委員の任期）

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員の任期は当該役員の任期とし、前条第2項第2号から第5号までに規定する委員の任期は当該職にある期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（招集）

第25条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、委員（学長を除く。）から教育研究審議会の目的たる事項を記載した書面を付して教育研究審議会の招集の請求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

（議事）

第26条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議事項）

第27条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について市長に述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの

(3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(4) 教員の人事及び評価に関する事項

(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(6) 学生の円滑な修学、進路選択等に必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8) 学部、学群その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項

(9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(10) 前各号に掲げるもののほか、大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第28条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路指導及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を社会に還元し、その活用を推進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第29条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第30条 法人の資本金の額は、別表に掲げる前橋市が出資する資産について、出資の日現在における時価を基準として前橋市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第31条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを前橋市に帰属させる。

第6章 雑則

(委任)

第32条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の学長の任命等に関する特例)

2 大学の設置後最初の学長は、第11条第3項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づかずに、法第72条第3項において読み替えて準用する法第71条第6項に規定する者のうちから、理事長が任命する。

3 前項の場合における第13条第5項の規定の適用については、同項中「法人の規程により定める学長の任期」とあるのは、「2年」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この定款の施行の際現に監事である者の任期については、この定款による改正後の公立大学法人前橋工科大学定款第13条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この定款は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第30条関係）

資産の種類	所在地	地目	面積（㎡）
土地	前橋市上佐鳥町460番1	学校用地	29, 115.00
	前橋市上佐鳥町512番3	学校用地	7, 110.00
	前橋市上佐鳥町520番2	学校用地	16, 117.00
	前橋市上佐鳥町523番8	公衆用道路	453.00
	前橋市上佐鳥町532番1	学校用地	17, 010.00
	前橋市上佐鳥町969番4	雑種地	1, 295.00
	前橋市上佐鳥町969番5	学校用地	13.00
	前橋市上佐鳥町969番6	学校用地	617.00
	前橋市上佐鳥町972番2	雑種地	774.00
	前橋市上佐鳥町1054番6	学校用地	30.00
	前橋市上佐鳥町1055番	学校用地	81.00
	前橋市上佐鳥町1057番3	公衆用道路	4.27
	前橋市上佐鳥町1057番4	学校用地	14.00
	前橋市上佐鳥町1057番5	学校用地	0.45
	前橋市上佐鳥町1057番6	用悪水路	3.67
	前橋市上佐鳥町1057番7	学校用地	215.00

	前橋市上佐鳥町 1 0 5 8 番 2	雑 種 地	3 2 1 . 0 0
合 計		1 7 筆	7 3 , 1 7 3 . 3 9